

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市多面的機能支払交付金
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、新潟県多面的機能支払交付金実施要領及び実施要綱に基づき新潟県が定める多面的機能支払の実施に関する基本方針に定める農地維持支払交付金事業及び資源向上支払交付金事業を行う対象活動組織が要する経費に対し交付金を交付する。
補助事業者	集落又は活動組織
補助対象経費	地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動、地域資源保全プランの策定、組織の広域化・体制強化に係る取組み
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 佐渡市中山間地域等直接支払交付金交付要綱
補助金額(定額、上限、下限等)	定額:10aあたりの単価(国1/2、県1/4、市1/4)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	市の単独費は1/4
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 取組地域による地域資源の適切な保管理を推進するため、数値目標は設定できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 制度改正時期に併せて募集
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117